

令和2年度第3回おいらせ町自治推進委員会 会議要旨	
日 時	令和2年11月17日（火） 15:00～17:00
場 所	本庁舎2階 201会議室
出席者	委員：6名 事務局：まちづくり防災課 2名 出席人数：8名
次 第	1 開 会 2 委員長あいさつ 3 案 件 (1) 自治基本条例の検証について (2) 今後の活動予定・意見交換 4 その他 5 閉 会
資 料	(1) 次第・本資料 (2) 資料1 自治基本条例検証用資料

次第	発言者	内容（要約）
1 開会		
開会	事務局	事務局進行により開会（15:00）
2 委員長あいさつ		
委員 長 挨拶	委員長	検証は難しいという意見もあるが、自治基本条例の先駆者である北海道のニセコ町は、条例策定に関わった有識者を呼びしかりとした検証を行い、条例そのものを時代に合うよう見直ししている。私たちも、条例の中で自分たちの町に合ったところ、ここだけは力を入れていきたいと思う部分については、条文を改正しても良いんだというくらいの意気込みでやっていきたい。
3 案件		
(1) 自治基本条例の検証について 資料を基に、事務局より説明がなされる。		
第17条 情報公開と説明責任		
意見等・行政は、行政に関する情報を積極的に公開し、提供に努め、多くの町民に分かりやすく説明しなければならない。この点については概ね適当である。 ・広報紙の分かりやすさについて、紙面のより一層の工夫を求める。		
	委員長	町民アンケートの回答が掲載されているが、役場の各課で回答結果の確認はしているのか。
	事務局	結果は資料を庁内システム上の掲示板に掲載し、全課で共有している。
	委員	ホームページはほとんど見ない。広報も関心があるところを見る。子供に関するお知らせなどは学校を通して得ることができている。

	委員	介護情報が必要になったときは、施設のケアマネに直接相談した。
	委員長	広報に載っていないなくても、役場窓口で相談していけば必要な情報にたどり着くことができる。
	委員	アンケートで、広報に読みたい記事が少ない、という意見が出ている。
	委員長	広報は町民全体の各世代に向けたお知らせが載るため、各世代ごとの読みたい記事が少ないのはやむを得ない面がある。紙面的にも限界があると思う。
	事務局	2～3年前から広報モニターを置き、読み手の意見を聴くようにしている。今の広報は、町民が知りたい情報をお知らせするような形になっているか、伺いたい。
	委員長	私はそのようにできていると感じる。
	委員	広報の表紙に、週刊誌の見出しのように目玉となる内容のお知らせが書いてあれば、広報を開くきっかけになる。
第30条 行政評価		
意見 ・町の事業を評価する作業に町民が関わるための体制づくりについて、行政の努力は一定程度なされている。今後、さらに良い取り組みをしていくことが求められる。		
	事務局	行政評価について説明を補足すると、役場でやっている様々な仕事を、役場だけで評価するのではなく、町民もその過程に関わって、見直していく仕組みづくり、というものです。
	委員	資料にあるPDCAサイクルに、実施計画のローリングや予算編成過程、財政説明書の作成といったものが挙げられているが、これらの中で、町民が評価に関わっている部分とは何か。
	委員長	大きな計画、総合計画などではプランの方針を作る段階で町民が関わっている。しかしその下位の計画、個別の事業計画については、策定は担当課でやっている。評価として足りないところはあるだろうが、近隣町村と比較すると、個人的には、町としてはよくやっている水準と感じる。評価についてはまだまだ町民の興味が薄いところがあるため、今後変わっていく分野だと思われる。
第31条 情報公開・情報共有		
意見 ・情報公開については、ホームページ及び広報紙で公開がなされている。 ・苦情や相談について、ホームページ上にて可能なものは公開されている。 ・引き続き、情報公開及び情報共有に努めること。		
	委員長	公開資料が多く挙げられているが、町民が普段生活していくうえで直接必要となるものより、これをやっておかないと困る、というものが多いように感じる。これらの情報を公開するにあたって、町の職員は正確な資料や議事録の作成に大変な時間をかけ労力を使って作成している。
	事務局	以前、国会で議事録が無いため問題になった事例もある。手間がかかるが議事録は大事な資料と考えている。
	委員長	苦情や相談に対処した結果を、公開しているか伺いたい。

	事務局	町のホームページに町民の声というコーナーがあり、投稿に対して行政がどのように対応したかを回答し、公表可能なものは掲載している。
	委員長	町民との協働という言葉がよく使われるが、ある程度、対等な関係でないと本来の協働は難しいと思う。あまりに個人的な主張や要望に対しては、全て受け入れることなく自信を持って対応してもいいのではないか。
第32条 附属機関等における委員の公募		
意見 ・委員の公募は行われているが、公募になじまないとしている委員会についても、可能なものは公募していくよう求める。		
	委員長	公募になじまない理由として、個人に対する審査が3件、重要な個人情報3件、専門性が6件、関係機関の連携が4件。これらの附属機関ははじめから公募をしていない。だが、例えば個人情報であれば、守秘義務を説明して約束してもらえば良い。専門性が必要な会議でも一般的な視点が必要となることもある。はじめから公募しない、という機関が多すぎる。実際に委員として出席してみて、これならば公募しても問題ないという会議もあった。
	事務局	昨年度の検証結果でも、公募を増やすよう意見があった。
	委員	防災会議では、防災の法律や制度がどんどん変わってきている。一般の方の専門性を高めるという意味でも、公募があっても良いのではないか。専門ばかりだと上から目線の話ばかりになってしまう。
	委員長	堅苦しい会議に、町民の素直な発言が混ざると面白い。
	事務局	町民感覚、というのは大事だと思う。法律上で制限がないものについて、公募を検討したい。
第33条 参加の保障		
意見 ・行政との直接対話の機会や、パブリックコメントの機会は設けられている。 ・これからも気を抜かず、実施に努めてほしい。		
	委員長	参加の保障は他の自治体に比べてやっている方ではないか。パブリックコメントを実施しているが、応募件数が少ない。
	委員	町民の意見を聴いて対応し、ある程度のことが実現されてきたため、意見を出す必要がなくなったとも言えるのではないか。
	委員長	全体的に職員など人材の資質も上がり、町が豊かになった。悪いことがやりにくい風土もでき、おいらせ町は人口も増え活性化もされている。気を抜いていけば元に戻るだろうが、豊かさという意味では住みやすいまちになった。
(2) 今後の活動予定・意見交換		
	委員長	(次回日程調整※を行う) ※令和3年1月26日(火)、15時からの予定
閉 会		